

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の社会福祉法人B特別養護老人ホームC（以下「事業場」という。）に雇用され、植栽の管理、建物の営繕等に従事していた。

請求人によると、雇い入れ当初から草取り業務に長時間従事したため、両膝の痛み、両下肢のしびれ等の症状が出たとして、同年〇月〇日D整骨院に受診したところ「右・左膝関節捻挫」と診断され、さらに同月〇日E医院に受診して「両膝関節炎、左下腿筋膜炎、左股関節挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務が原因となって発症したとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

労災保険法においては、労働者に発症した傷病が業務上の事由によると認められるためには、業務が当該傷病の発症原因を形成し、同原因が傷病を引き起こしたことにつき、相対的に有力な原因であることを要求される。請求人に発症した本件傷病についていうと、請求人が従事した草取り作業が、両膝関節炎、左下腿筋膜炎、左股関節挫傷等の原因になるものと経験則上認められ、かつ同疾病が相対的に有力な原因であったと言えることが必要となるものである。

そこで、請求人が従事した作業についてみると、労働基準監督署の調査によると、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間のうち14日間にわたり、1日平均4時間23分草取り作業に従事したというものであり、仮に同作業によって強いられる姿勢が窮屈なものであったとしても、一般的に本件傷病の原因になるとは判断できないものである。また、請求人の膝関節の状態については、主治医であるF医師が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「XPは変形性関節症を認める。外傷による骨傷を認めない。素因として加齢的变化を認める。」と述べており、さらに、G医師も、同月〇日付け意見書において、「加齢現象を超えた変性が業務により生じたものとは判断し難い。」と述べているところであり、医学的にみても、草取り作業が加齢的变化を超えて本件傷病発症の有力な原因になったとは考えられないものである。

以上のことから、請求人に発症した本件傷病は、業務上の事由によるものとは

判断できないものである。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。